

平成 25 年 10 月 11 日

各 位

株 式 会 社 ア ク ロ デ ィ ア
代 表 取 締 役 社 長 堤 純 也
(コード番号：3823 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 取 締 役 副 社 長 國 吉 芳 夫
電 話 番 号： (0 3) 5 7 7 8 - 4 6 0 0

第三者割当により発行される第 1 回転換社債型新株予約権付社債 及び第 3 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 10 月 11 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第 3 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

＜転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要＞

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 10 月 28 日
(2) 新 株 予 約 権 の 総 数	40 個
(3) 社債及び新株予約権の 発 行 価 額	各本社債の発行価額は 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	8,400 株
(5) 資 金 調 達 の 額	400,000,000 円（差引手取概算額 396,500,000 円）
(6) 転 換 価 額	1 株あたり 47,550 円
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
(8) そ の 他	①金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の 150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる。 ②本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとする。

<新株予約権に係る募集の概要>

(1) 割 当 日	平成 25 年 10 月 28 日
(2) 新株予約権の総数	42 個
(3) 発 行 価 額	3,003,000 円 (本新株予約権 1 個当たり 71,500 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	4,200 株 (本新株予約権 1 個につき 100 株)
(5) 資 金 調 達 の 額	202,713,000 円 (差引手取概算額 199,213,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 3,003,000 円 新株予約権行使分 199,710,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 47,550 円
(7) 募集又は割当て方法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方式により、全額をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
(8) そ の 他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日 (以下「取得日」という。) の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき 71,500 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当該資金調達の目的及び理由

当社は平成 16 年に設立以来、携帯電話の組込みソフトウェアであるミドルウェア製品を開発し、主に携帯電話キャリア・メーカーにフィーチャーフォン向けの製品を提供し、事業展開を行ってまいりました。平成 18 年以降、日本の主要 3 キャリアに採用され、平成 20 年後半には国内で販売される携帯電話の約 8 割まで当社製品が搭載され、市場シェアを拡大してまいりました。しかしながら、当社グループの関連する携帯電話業界においては、フィーチャーフォンからスマートフォンへ急速に市場のトレンドが移行し、国内の既存携帯電話市場は大きな成長が見込みにくい中、iPhone や Android を中心とした国内外のスマートフォン市場が急速にシェアを拡大し、それに伴うスマートフォン向けのコンテンツ市場が急速に拡大成長する状況となっております。

このような状況の下、当社グループでは、市場変化に対応すべく従来の製品のライセンスロイヤルティや受託開発を主軸としたビジネスモデルから転換し、携帯電話販売台数の増減に依存しないユーザーによるサービスの利用に応じたレベニューシェアによるストックビジネスの確立を図り、成長分野であるスマートフォン向けソリューションやコンテンツサービス、ECフルフィルメントサービスに経営資源を集中させ、各事業の基盤強化と早期成長を推進しております。

当社グループのコンテンツサービスの事業展開においては、成長が期待されるソーシャル関連市場において、複数のソーシャルゲームやアプリの提供を開始し、売上規模が拡大しております。その一つとして、当社はJFAオフィシャルライセンスソーシャルゲーム「サッカー日本代表 2014 ヒーローズ」を平成 23 年 12 月から開始し、平成 25 年 7 月時点で登録者数は 60 万人を突破し、売上は好調に推移しております。さらに、平成 25 年 9 月から新たなタイトルとして、「サッカー日本代表イレブンヒーローズ」や「野球しようよ♪ガールズスタジアム」をサービス開始するとともに、当社連結子会社である韓国の Acrodea Korea, Inc. からは平成 25 年 7 月より、韓国カカオトーク向けに「顔テレビ for Kakao Talk」等、複数のゲームやアプリの提供を開始し、順調に登録者数を伸ばし、さらなる事業拡大に向けて推進しております。

一方、スマートフォン向けソリューションにおいては、スマートフォンでサービスを提供する通信キャリア、コンテンツプロバイダーを主要顧客とし、スマートフォン向けの各種サービスプラットフォームを提供、安定した収益モデルを構築してまいりました。現在、主に「きせかえ touch」、「Multi-package Installer for Android」、「Acrodea Rights Guard」を運用しており、既存顧客からの売上をベースとし、コスト管理の徹底を行うとともに、新規顧客の獲得に向けた施策を実行し、事業規模の拡大と収益力向上を図っております。

当社グループの事業の現況において、さらなる企業成長を目指すべく、スマートフォン向けソリューションの事業においては、今後の当社の成長ドライバーの一つになると考えている、スマートフォンアプリ向けの新規バックエンドサービスであるモバイルB a a S（※1）に関する事業の立ち上げを当期（平成26年8月期）の重点プロジェクトとして計画しております。モバイルB a a Sは携帯電話市場においてフィーチャーフォンが主流であった時代にキャリア公式サイトのバックエンドとして広く利用されてきたCMS（コンテンツ管理システム）のいわばスマートフォンアプリ版の位置づけにあり、ユーザー導線がWebサイトからアプリに移っていく中、急速に注目されているサービスで、当社の成長戦略を担う重点施策としております。

このような背景の下、当社は、本日（平成25年10月11日）付「KL a b株式会社の事業の一部譲受に関するお知らせ」にて発表のとおり、KL a b株式会社（以下、「KL a b」といいます。）の一部事業を譲受けることを決議しております。コンシューマ向けコンテンツの提供を行う顧客に対する、携帯電話向けサイトの構築・運用を含む大規模システムのインテグレーションサービスを行うS I事業、およびソフトウェアパッケージやアプリケーションのライセンス事業を主たるビジネスとするソリューション部門を保有しているKL a bにおいては、経営戦略の一環としてゲーム事業への集中に伴いそのS I事業の譲渡を戦略的選択肢としていました。一方で、当社は中核としているモバイルソリューション事業のさらなる成長のための施策を模索していたところ、かかるS I事業の譲り受けに関して検討の機会を得ました。

当社は、上述のモバイルB a a Sに関する事業を開始するにあたり、コンテンツサービス業界における営業力の強化、バックエンドサービスを支える開発者エコシステムの充実、及び信頼度の高い運用能力の強化が図れると判断し、当該S I事業を譲り受けることといたしました。これにより、当社はキャリアグレードのサーバー運用業務のノウハウを確保し、当社の既存プラットフォーム事業の営業面・運用面の双方を補完し、対象事業の顧客に対するビジネスの新規開拓が相当程度を見込めることから、今後展開するモバイルB a a S事業にシナジー効果があると考えており、当社の企業価値の向上につながるものと考えております。

また、当社のソリューション事業において推進しているコンテンツサービスの事業においては、現在、複数のゲームを投入し売上が向上しており、当社の成長を支えている状況です。今後もスマートフォンにおけるコンテンツ市場は成長すると見込んでおり、引き続き複数の新タイトルの投入や既存タイトルの横展開をすすめることにより、事業の強化を図る予定です。

現在、当社の連結業績は収益が改善しつつあるものの、平成25年8月期の業績は純損失を計上する見込みであり、依然として財務体質の改善及び営業キャッシュ・フローの改善が最重要課題となっております。

このように、当社の財務体質を改善すると共に、成長戦略に基づく事業を強化し、さらに成長を加速させるための施策を適時に実施するためには、機動的な資金調達の道筋が必要であると考えたことから、このたび第1回新株予約権付社債及び第3回新株予約権の第三者割当による発行を行うことといたしました。

（※1）モバイルB a a S：mobile Backend as a Service とは、スマートフォンアプリの開発に必要な汎用的機能をAPI（プラットフォーム向けのソフトウェアを開発する際に使用できる命令や関数の集合のこと）、SDK（あるテクノロジー（プログラミング言語やAPIなど）を利用してソフトウェアを開発する際に必要なツールのセットのこと）で提供しサーバー側のコードを書くことなく、サーバー連携するスマートフォンアプリを効率よく開発できるようにするクラウドサービスです。

（2）本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、当社の経営戦略において当社が必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社グループの事業戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標を理解していただいた上で、複数

の投資家候補の中から割当先を模索してまいりました。資金調達方法としては、銀行等の金融機関からの借入による負債性の資金からエクイティ性の資金まで、幅広く検討いたしました。代表的な方法として、公募増資という方法もありますが、当社の現在の資金ニーズは比較的少額であり、公募増資による方法は、調達金額に比べてコストが高く、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。その一方で、今回の資金調達については、①この度の当該事業譲受のため、時期と金額が確定した資金調達を行う必要があること、②今後の事業拡大に向け必要な資金を機動的に調達できること、③ 当社の自己資本比率が平成 25 年 5 月末で 19.4%であることから、自己資本比率を早期に引き上げることにより、財務基盤を強化する必要があること、④平成 25 年 8 月期において純損失を計上する見込みであることから、金利負担が少ない、又は不要な資金調達方法が望ましいこと等を総合的に勘案し、第三者割当の方法を選択いたしました。

本新株予約権付社債の発行による資金調達は、下記（３）に示す特徴を、また、本新株予約権の発行による資金調達は、下記（４）に示す特徴をそれぞれ有し、公募増資等のエクイティ・ファイナンス手法と比較しても、当社にとって現時点における最良の選択肢であり、中長期的には既存株主の利益にもかなうと判断いたしました。

本新株予約権付社債と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株予約権付社債の発行により当社の事業譲受による成長戦略の実行とともに、本新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点でも優位性があると判断しております。

割当予定先は、当社が属する携帯電話関連業界におけるスマートフォン市場の急速な成長性に基づいた当社株式価値の上昇可能性に関心を表明しております。当社が展開するスマートフォン向け関連事業の潜在成長性に期待を持ち、今般、割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で本新株予約権の発行について協議・交渉を行うこととなりました。当社は、割当予定先以外の他社の提案も検討しましたが、割当予定先の提示した条件が当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

（３）本新株予約権付社債の主な特徴

本新株予約権付社債の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本転換社債型新株予約権は、発行当初から転換価額は 47,550 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって転換価額が変動することはありません。また、本転換社債型新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 8,400 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、転換価額及び割当株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。
- ② 公募増資の場合は、発行決議日後の株価の変動により、条件決定日まで調達金額が確定しませんが、本新株予約権付社債の発行の場合は、発行時点において想定した金額を確実に調達することが可能になります。
- ③ 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能となります。
- ④ 転換に応じて株式が順次発行されるため、一度に大量の株式を発行する公募増資に比べて株価に対する希薄化の影響の低減が期待されます。
- ⑤ 利息を付さない本新株予約権付社債の発行により、負債コストを抑制することが可能になります。
- ⑥ 本新株予約権付社債には、上記「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項による繰上償還が定められております。

当社は、当社普通株式の株価が一定期間、行使価額の 150%超で推移した場合には、かかる条項を発動することができ、この結果、割当先に、本転換社債型新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

- ⑦ 借入金等のデッド・ファイナンスではなく、本新株予約権付社債を発行することにより、普通株式への転換が行われると、資本金と資本準備金が増加することとなり、当社の財務体質が強化されます。
- ⑧ 本新株予約権付社債には、上記「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、割当先が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権付社債のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

<メリットとなる要素>

- ① 社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化すると共に業績向上の足がかりとなること
- ② 割当先であるOakキャピタル株式会社は、日本の上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、実在性があると共に、いずれも投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高いと考えることができること
- ③ 割当先はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
- ④ 本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権が行使された場合、交付される株式数のうち1株未満は切捨てられるとともに、社債の発行価額については全て、当社の資本金及び資本準備金となるため、1株未満の端数に相当する社債部分の償還が生じないこと
- ⑤ 本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の行使請求期間は平成25年10月29日から平成30年10月26日までの長期にわたって、本転換社債型新株予約権の行使が可能のため、短期間に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないことが期待されること
- ⑥ 本新株予約権付社債には、上記表中「その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本社債の全部をその額面金額の100%で償還することができます。この結果、割当先に、本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

<デメリットとなる要素>

本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使が進んだ場合、12,600株（本新株予約権の全てが行使価額47,550円で行使された場合に4,200株、かつ本新株予約権付社債の全てが転換価額47,550円で転換された場合に8,400株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

既存の株主様には短期的に株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主様の利益が高まるものと認識しております。

（４）本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は47,550円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から4,200株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。
- ② 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。かかる取得条項により、当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本

新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

- ③ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりです。

＜メリットとなる要素＞

- ① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は 47,550 円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 4,200 株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。
- ② 割当先であるOakキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高いと考えることができること
- ③ 割当先であるOakキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がなく、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること
- ④ 割当先であるOakキャピタル株式会社は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受の実績があり、払込も確実に従っており、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できること
- ⑤ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（期間）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること
- ⑥ 上記の本新株予約権の主な特徴に記載のとおり、取得条項が付されております。

＜デメリットとなる要素＞

- ① 本新株予約権の発行の他、当社は、平成 25 年 10 月 11 日開催の取締役会において、事業譲受に係る資金調達を目的とした第 1 回転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。
- これら新株予約権（本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権）の行使が進んだ場合、12,600 株（本新株予約権の全てが行使価額 47,550 円で行使された場合には、4,200 株、及び本新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合においては、8,400 株の新株式が交付されるため）、既存株式の希薄化が生じること
- ② 本新株予約権の行使請求期間は平成 25 年 10 月 29 日から平成 27 年 10 月 28 日までの 2 年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならないこと

既存の株主様には本新株予約権及び本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って当社の収益性の改善及び財務基盤が強化され、企業価値の最大化が図られることにより、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

<本新株予約権付社債>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	400,000,000 円 (内訳) 本社債の発行による調達資金 400,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	3,500,000 円 (内訳) 弁護士報酬 1,300,000 円 本新株予約権付社債価額算定費用 1,000,000 円 その他諸費用 1,200,000 円
③ 差引手取概算額	396,500,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① SI事業の譲受対価支払	350百万円	平成25年11月末日
② SI事業の運転資金	15百万円	平成25年11月～平成25年12月
③ スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部	31百万円	平成25年11月～平成26年8月

※1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

※2. 使途①SI 事業の譲受対価の金額は、事業譲受契約締結後、当該譲受部門におけるクライアントの承継状況により、変動する可能性があります。増減した場合、その差額については、使途③と調整を行う予定です。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債の発行は、当社経営戦略における当該 SI 事業の譲受を実行するとともに、財務基盤及び事業基盤の安定を図り、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものであり、資金使途は合理的であると判断しております。

<本新株予約権>

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	202,713,000 円 (内訳) 本新株予約権の発行による調達資金 3,003,000 円 本新株予約権の行使による調達資金 199,710,000 円
② 発行諸費用の概算額	3,500,000 円 (内訳) 弁護士報酬 1,300,000 円 本新株予約権付社債価額算定費用 1,000,000 円 その他諸費用 1,200,000 円
③ 差引手取概算額	199,213,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① スマートフォンアプリ向け新規バックエンドサービスの企画及び開発費の一部	44百万円	平成25年11月～平成26年8月
② スマートフォン向けモバイルゲーム（複数）の新規開発	155百万円	平成25年11月～平成27年10月

※1. 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定です。

※2. 本件資金調達スキームの特性上、当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の特約行使状況等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があります。これにより、当社の事業の投資計画に悪影響が及ぶ可能性があります。但し、その際には、上記①及び②の開発資金のうち外注費やその他経費の支出の時期、金額を調整すること、及び借り入れにより対応する予定です。

(3) 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行により調達した資金を上記「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社成長戦略を実現し、スマートフォン向けバックエンドサービスへのニーズを確実に捉えると共に、新規のモバイルゲームの投入により収益機会の拡大、及び自己資本の充実が期待できると考えております。よって、上記の資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価値算定を第三者算定機関である株式会社ストリームに依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しました。当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価、当社株式市場の流動性、配当、割引率（リスクフリー）、割引率（信用リスク）、ボラティリティ等について一定の前提を置いて、権利行使期間、利率その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 98.53 円と算定しました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権付社債 1 個の払込金額を金 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）としました。また、本転換社債型新株予約権の転換価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 25 年 10 月 10 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（47,550 円）に相当する金額としました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に本転換社債型新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円当たり 100 円）と株式会社ストリームの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役 3 名全員が、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ストリームが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある転換価額、当社株式の株価及びボラティリティ、割引率、権利行使期間等の前提条件を考慮して、株式オプションの評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である株式会社ストリームに依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価、当社株式の市場流動性、配当、割引率（リスクフリー）、ボラティリティ等について一定の前提を置いて、権利行使期間その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権

1 個の公正価値を 71,500 円（1 株あたり 715 円）と算定しました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権 1 個の払込金額を金 71,500 円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 25 年 10 月 10 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（47,550 円）に相当する金額としました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役 3 名全員が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ストリームが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は 8,400 株（議決権の数は 8,400 個）であり、また、本新株予約権の発行数は 4,200 株（議決権の数は 4,200 個）です。これらを合算すると、発行される株式数は 12,600 株（議決権の数は 12,600 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済普通株式総数 118,800 株（議決権の数は 118,800 個）に対して 10.61%（議決権の議決権の総数に対する割合は 10.61%）の割合で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

5. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）	名 称	O a k キャピタル株式会社
（2）	所 在 地	東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 24 号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼 CEO 竹井 博康
（4）	事 業 内 容	投資事業
（5）	資 本 金	3,401 百万円（平成 25 年 7 月 31 日現在）
（6）	設 立 年 月 日	大正 7 年 2 月 22 日
（7）	発 行 済 株 式 数	46,398,620 株（平成 25 年 7 月 31 日現在）
（8）	決 算 期	3 月
（9）	従 業 員 数	（連結）38 名（平成 25 年 3 月 31 日現在）
（10）	主 要 取 引 先	一般法人
（11）	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行
（12）	大株主及び持株比率	山崎光博 9.01%、エスアイエツクス エスアイエス エルティーデー 4.56%、竹井博康 2.99%（平成 25 年 3 月 31 日現在）
（13）	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態			
	決算期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
	連 結 純 資 産	2,637	1,891	1,269
	連 結 総 資 産	3,179	2,439	1,785
	1株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52,20
	連 結 売 上 高	4,351	926	1,538
	連 結 営 業 利 益	39	△645	△329
	連 結 経 常 利 益	8	△656	△342
	連 結 当 期 純 利 益	115	△659	△485
	1株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13
	1株当たり配当金(円)	—	—	—

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しています。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しております。さらに、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先のOakキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っております。同社は、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富であり、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザリー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。また、同社は、平成24年4月より新興市場のIT企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しており、同社は、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことから、平成25年5月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、同社が、上記の投資方針の下で、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として、本新株予約権付社債及び本新株予約権を同社に割当てる手法を提案したことに加え、他の証券会社や投資会社に比べ同社が迅速に意思決定を行い、資金調達のタイミング及び金額に係る当社のニーズを充足する条件を提案したこと等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社とOakキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

Oakキャピタル株式会社は、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

なお、Oakキャピタル株式会社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承諾を要するものとしております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額及び新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の平成 25 年 3 月期に係る有価証券報告書に掲げられた個別財務諸表及び平成 25 年 6 月末現在の個別貸借対照表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

6. 大株主及び持株比率

(平成 25 年 8 月 31 日現在)

大株主の名称	持株比率
GMOインターネット株式会社	18.53%
堤 純也	8.67%
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	6.14%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASH PB)	5.60%
KDDI株式会社	3.62%
國吉 芳夫	2.84%
株式会社バンダイナムコホールディングス	2.52%
MSIP CLIENT SECURITIES	1.34%
株式会社メガチップス	1.01%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	0.86%

※割当予定先については、本件による株式の長期保有を約していないことから、割当後における当社の大株主とならないと見込んでおります。

7. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 26 年 8 月期当社連結業績に与える影響は、現在精査中であり、平成 25 年 10 月 15 日発表予定の決算短信に記載する次期の業績予想にてお知らせいたします。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
連結売上高	2,931百万円	2,166百万円	2,961百万円
連結営業利益	△850百万円	△618百万円	△576百万円
連結経常利益	△914百万円	△684百万円	△1,166百万円
連結当期純利益	△2,192百万円	△804百万円	△566百万円
1株当たり連結当期純利益	△24,871.65円	△7,282.94円	△4,801.44円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	6,234.92円	4,739.55円	346.40円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年9月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	118,800株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	3,265株	2.74%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	一株	—

（注）上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年8月期	平成23年8月期	平成24年8月期
始 値	78,300円	28,110円	23,600円
高 値	147,900円	86,700円	29,000円
安 値	25,510円	18,710円	11,660円
終 値	27,650円	23,400円	12,190円

② 最近6か月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	13,650円	20,200円	20,800円	25,980円	39,300円	49,500円
高 値	25,550円	33,000円	30,800円	51,000円	70,300円	71,900円
安 値	13,300円	19,020円	16,500円	23,260円	39,300円	41,000円
終 値	20,000円	21,300円	25,100円	40,000円	49,750円	61,100円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年10月10日
始 値	46,050円
高 値	47,700円
安 値	45,500円
終 値	47,550円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・行使価額修正条項付き第2回新株予約権（第三者割当て）の発行

割 当 日	平成23年4月20日
発行新株予約権数	25,000 個
発行 価 額	新株予約権1個当たり 954 円（総額 23,850,000 円）
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,060,700,000 円
割 当 先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における 発行済株式数	110,345 株
当該募集による 潜在株式数	25,000 株
現時点における 行使状況	平成23年4月から平成23年12月までの間に8,075株を行使し、平成25年4月1日に行使残高16,925株については、その全部を取得及び消却いたしました。
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	239,020,425 円
発行時における 当初の資金使途	① 運転資金 ② きせかえ touch 関連及びソーシャルメディア関連事業の開発資金 ③ アプリマーケット事業の開発資金
現時点における 充 当 状 況	平成23年4月から平成23年12月までの間に8,075株行使を行い、当初の資金使途に従い215百万円を充当いたしました。

(5) ロックアップについて

本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集に関連して、当社はOakキャピタル株式会社に対して、本新株予約権の申込期日以降、(イ)本新株予約権の払込期日から起算して100日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、Oakキャピタル株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式への転換予約権又は強制転換条項の付された株式を含みますがこれらに限られません。）をいいます。

(別紙 1)

株式会社アクロディア第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

1. 募集社債の名称
株式会社アクロディア第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、株式会社アクロディア第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項を「本要項」という。）
2. 新株予約権付社債券の不発行及び分離譲渡の禁止
本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
3. 募集社債の総額
金 4 億円（額面総額 4 億円）
4. 各募集社債の金額
金 10,000,000 円の 1 種
5. 各募集社債の払込金額
金 10,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）
6. 各新株予約権の払込金額
本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
7. 社債の利率
本社債には利息を付さない。
8. 申込期日
平成 25 年（2013 年）10 月 28 日
9. 本社債の払込期日
平成 25 年（2013 年）10 月 28 日
10. 各本新株予約権の割当日
平成 25 年（2013 年）10 月 28 日（なお、各本社債の払込金額全額が同日に当社に払込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。）
11. 募集の方法
第三者割当ての方法により、全額を Oak キャピタル株式会社に割り当てる。
12. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産は無い。
13. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
14. 社債の償還の方法及び期限

（1）満期償還

本社債の元金は、平成 30 年（2018 年）10 月 26 日（以下「償還期限」という。）に、未償還の本社債の全部を額面 100 円につき金 100 円で償還する。

（2）本社債の繰上償還

イ．150%コールオプション条項による繰上償還

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（本要項第 16 項第(2)号ロに定める転換価額とする。ただし、転換価額が同号ハないしチによって調整された場合は調整後の転換価額とする。）の 150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる。なお、償還期限とともに本社債が償還される期日を償還日という（以下同じ）。

ロ．組織再編行為等による繰上償還

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割（吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、当社は、当該上場廃止日または組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還しなければならない。

ハ．社債権者の選択による繰上償還

社債権者は、当社に対して、繰上償還日を平成 27 年(2015 年)10 月 28 日として、当該繰上償還日の 30 営業日以上 60 営業日以内の事前の通知をし、その保有する本社債の全部または一部を額面 100 円につき 100 円で繰上償還することを請求する権利を有する。社債権者は、当社の同意なく、当該通知を撤回することができない。

（3）債務不履行による強制償還

本要項第 19 項各号に定める事由が生じた場合、社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の元金をその総額で直ちに本社債を償還するものとする。

（4）任意買入消却

本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の本要項第 9 項に定める払込期日の翌日以降、本社債の額面 100 円につき金 100 円において、いつでもこれを行うことができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については、本要項第 16 項第(4)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

15. 本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

16. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- イ 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- ロ 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(2)号ロ記載の転換価額（本項第(2)号ハないしチに基づき調整された場合は調整後の転換価額）で除した整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- イ 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債（なお、本新株予約権の付されている本社債はその額面金額の全額の払込がなされたものに限る。）の全部とし（なお、本新株予約権の行使の効力発生により、当該本社債につき期限の利益が喪失されるものとする。）、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。
- ロ 各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、金47,550円とする。
- ハ 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号ニ①ないし③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 & \begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{普通株} \\ \text{式数} \end{array} & + \begin{array}{c} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{1株あたりの} \\ \text{払込金額} \end{array} \\
 & & \hline
 & & \text{時価} \\
 \hline
 \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} & = & \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}
 \end{array}$$

ニ 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 時価（本号へ②に定める。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降またはかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 時価（本号へ②に定める。）を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、または当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号ニ①ないし③の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ニ①ないし③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(8)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

ホ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ヘ 転換価額調整式に係る計算方法

- ① 転換価額調整式の計算については、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切上げる。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

ト 本号ニ①ないし③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て（ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。）、必要な転換価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換または株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

チ 本号ニにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこ

れを行う。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成25年（2013年）10月29日から平成30年（2018年）10月26日までの間、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、本要項第14項第(2)号イ及びロに基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、本要項第14条第(4)号に基づき本社債を買入消却する場合は、消却日の前銀行営業日まで、③当社が、本要項第19項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成30年（2018年）10月26日から後は本新株予約権を行使することはできない。なお、本号の定めるところにより本新株予約権を行使することができる期間を行使可能期間という。

(4) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

(5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 本新株予約権の行使請求の方法

イ 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(3)号記載の行使可能期間中に本項第(10)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

ロ 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(7) 本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が正午までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、正午以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

(8) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約

権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

- (9) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。

- (10) 行使請求受付場所
株式会社アクロディア 管理部

17. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

18. 担保提供制限

- (1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
- (2) 本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が第14項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が第18項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、本項第(1)号、第(2)号以外の本要項の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。
- (4) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務

の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合は、この限りではない。

（5）当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

20. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15%（年365日の日割計算）の割合にあたる損害金を支払う。

21. 償還金事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社みずほ銀行 中目黒支店

22. 本社債権者に対する通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各社債権者に対し直接通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会に関する事項

（1）本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。

（2）本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

（3）本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

（1）本要項第22項に定める公告に関する費用

（2）本要項第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. 本新株予約権付社債の譲渡に関する事項

社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

26. その他

- (1) 上場申請の有無 該当事項なし。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関して、必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (4) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は合理的に必要な措置を講ずる。

以 上

(別紙 2)

株式会社アクロディア
第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アクロディア第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,003,000 円
3. 申込期日 平成 25 年 10 月 28 日
4. 割当日及び払込期日 平成 25 年 10 月 28 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 4,200 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 42 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 71,500 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 47,550 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & & & \\ \text{行使価} & = & \text{行使価} & \times & \text{既発行普通} & + & \text{交付普通} \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{株式数} & & \text{株式数} \\ & & & & & & \times \text{1株当たり} \\ & & & & & & \text{払込金額} \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{1株当たりの時価} \\ & & & & & & \text{交付普通株式数} \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てるものとする。

- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成 25 年 10 月 29 日から平成 27 年 10 月 28 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
13. 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の 2 週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 71,500 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加え

て、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

株式会社アクロディア 管理部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 中目黒支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上